

中心市街地イベント補助金 実施要領

1. 事業の目的

延岡城・内藤記念博物館を始めとする中心市街地エリアの西側で整備される文化・スポーツ施設へ来場する人の流れを中心市街地に呼び込むとともに、中心市街地から当該施設への人の流れを促進することでまちなか回遊による賑わいを創出するため、中心市街地エリア（別紙①で指定する地域）で実施するイベントであって当該施設との回遊に繋がる事業の事業費の一部を補助します。

2. 補助対象者

- ① 補助対象者は、市内に存する次の団体とします。
 - (1) 商店街組織
 - (2) 延岡市商店会連合会
 - (3) 延岡商工会議所及び延岡市三北商工会
 - (4) その他中心市街地エリアにおける賑わい創出に取り組む団体（規約等の定めがある団体）
- ② ①の規定に関わらず、次のいずれかに該当する場合は、補助対象者としません。
 - (1) 延岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団に該当する場合又は団体の構成員に、同条第3号に規定する暴力団関係者に該当する者が所属する場合
 - (2) その他市長が適当でないと認める場合

3. 補助対象事業

中心市街地エリアで実施する事業であって、次のいずれかに該当する延岡市内の公共施設との回遊に繋がる事業

- ① 延岡城・内藤記念博物館
- ② 野口遵記念館
- ③ 城山公園
- ④ 西階公園
- ⑤ その他市長が適当と認める施設

【補助対象事業の例】

＜対象公共施設と中心市街地の回遊を伴うポイント（スタンプ）ラリー事業＞

対象公共施設での著名人の作品展や講演会に合わせて、賑わい創出に取り組む団体が中心市街地エリアでイベントを開催。イベント会場と対象公共施設におけるスタンプラリーを実施し、スタンプラリー完了者にイベント会場等の店舗で使用できるクーポン券を発行することで回遊による賑わいの創出と消費喚起を図る。

【次に該当する場合は、補助対象外とします。】

- (1) 企業等が主に収益目的のために行うもの
- (2) 活動の全てが入場料を徴収する等有料で行うもの
- (3) 特定の者又は特定の団体等のみを対象とするもの
- (4) 国、県、市等による他の補助金の交付を受け、又は受ける予定となっているもの
- (5) 政治、宗教活動等を目的とするもの
- (6) 公序良俗に反するもの
- (7) その他市長が不相当と認めたもの

4. 補助対象経費

補助対象事業に要する経費であって、次に掲げるもののうち、相当と認められるもの

- ① 広告費
「チラシ、ポスター等印刷費」、「ホームページ作成費用(イベント告知に限る.)」、「新聞、ラジオ、テレビ等による広告費」、「看板作成・設置費」
- ② 会場費
「会場借上料」、「会場設営・撤去費」、「警備費」
- ③ 謝金
「司会、タレント等の出演料・旅費・宿泊費」
- ④ 人件費
「イベント等のために臨時的に雇用するアルバイト等の人件費」
- ⑤ 景品費
景品表示法の制限の範囲内
- ⑥ 消耗品費
- ⑦ その他市長が必要と認める経費

【次に該当する場合は、補助対象外とします。】

- (1) 補助対象事業以外の事業に係る経費との区別が明確にできない経費
- (2) 団体構成員への謝金、人件費
- (3) ポイントカード等によるポイントで支払われた分
- (4) 契約書、仕様書、納品書、検収書、請求書、振込控、領収書等の帳票類が不備の経費
- (5) その他、本補助金の目的・趣旨等から適切でないと市が判断するもの

5. 補助率等及び補助上限額

- ① 補助率等
補助対象経費(消費税抜)の合計額の5分の4以内(千円未満切捨て)
- ② 補助限度額
100万円

6. 事業期間

補助金の交付決定日から令和7年2月28日（金）まで

※ 交付決定日以前に行った発注、契約、支払い等は補助対象外となります。

7. 申請手続等

① 申請期間

令和6年8月28日（水）から令和6年9月13日（金）まで

※ 9月13日17時15分を受付期限とします。

② 提出書類

- (1) 補助金等交付申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 暴力団等との関係に係る誓約書
- (5) 役員等名簿
- (6) 団体の規約等（団体の目的、構成員等が分かる書類）
- (7) その他市長が必要と認める書類

8. 補助対象事業の選定

次の選定基準に基づき審査を行います。総合点の60%を基準点とし、これ以上の得点の事業のうち、得点の高いものから順に当該年度の予算の範囲内で選定します。

【選定基準】

- ① まちなか回遊による賑わいを創出する事業であるか。
- ② 実現可能な事業であるか。

※ 詳細は、別紙②をご確認ください。

【選定方法】

提出書類による書類審査に加え、選定会議により審査を行います。

選定会議において、個別ヒアリングを行う予定です。個別ヒアリングの案内は、書類審査を経て合格した補助対象者に対して個別に日時案内を行います。

※ 個別ヒアリングに出席できない場合は、提出書類のみでの審査となる場合があります。

9. 審査・交付決定

選定会議の意見等を勘案し、交付決定を行います。

交付決定後、やむを得ず申請内容を変更する場合は、予め市にご相談ください。

※ 選定した事業については、補助対象者の氏名（団体の名称及び代表者の氏名）、事業の内容等を公表することがあります。

10. 事業報告・補助金の支払い

① 事業報告

補助対象事業が完了したときは、以下の書類を市に提出し、事業報告を行ってください。

- (1) 補助事業実績報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 事業報告書
- (4) 補助対象経費の領収書等
- (5) 写真等の補助対象事業の遂行を証するもの
- (6) 補助金等請求書
- (7) 通帳の写し

② 事業報告の締切日

補助対象事業の完了日の翌日から起算して20日を経過する日又は令和7年3月10日のいずれか早い日

③ 補助金の支払い

補助金の支払いは、確定払により行います。なお、補助対象事業を確定払により実施することが困難である場合は、市と協議のうえ、概算払も可能とします。

11. 補助金交付決定の取消し等

- ・ 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消します。
 - ① 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - ② 社会的信用を失する行為を行ったとき。
 - ③ 補助金の請求時において、支援要件を満たさなくなったとき。
 - ④ その他市長が必要と認めたとき。
- ・ 補助金の交付の決定を取り消された場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を求めます。

12. スケジュール

- ① 募集期間（令和6年8月28日 ～ 令和6年9月13日）
- ② 選定会議（9月下旬）
- ③ 交付決定通知（9月下旬）
- ④ 補助対象者による事業の実施（交付決定日～令和7年2月28日）
- ⑤ 補助対象者による実績報告書等の提出（事業完了後20日以内又は令和7年3月10日）
- ⑥ 補助金額の確定
- ⑦ 補助金の支払い

【留意事項】

- ・ 事業実施にあたり、商店街等との調整が必要となる場合があります。申請する前に予め商店街等と調整するとともに、申請後も商店街等と調整しながら事業を実施してください。調整がつかない場合は、事業を実施することはできません。
- ・ ポイントラリー事業等を行う場合は、対象公共施設と調整してください。
- ・ 事業の内容によっては、本市土木課や警察署等の占用、使用許可が必要となる場合がありますので、手続きをお願いします。

【お問い合わせ】

延岡市 商工観光文化部

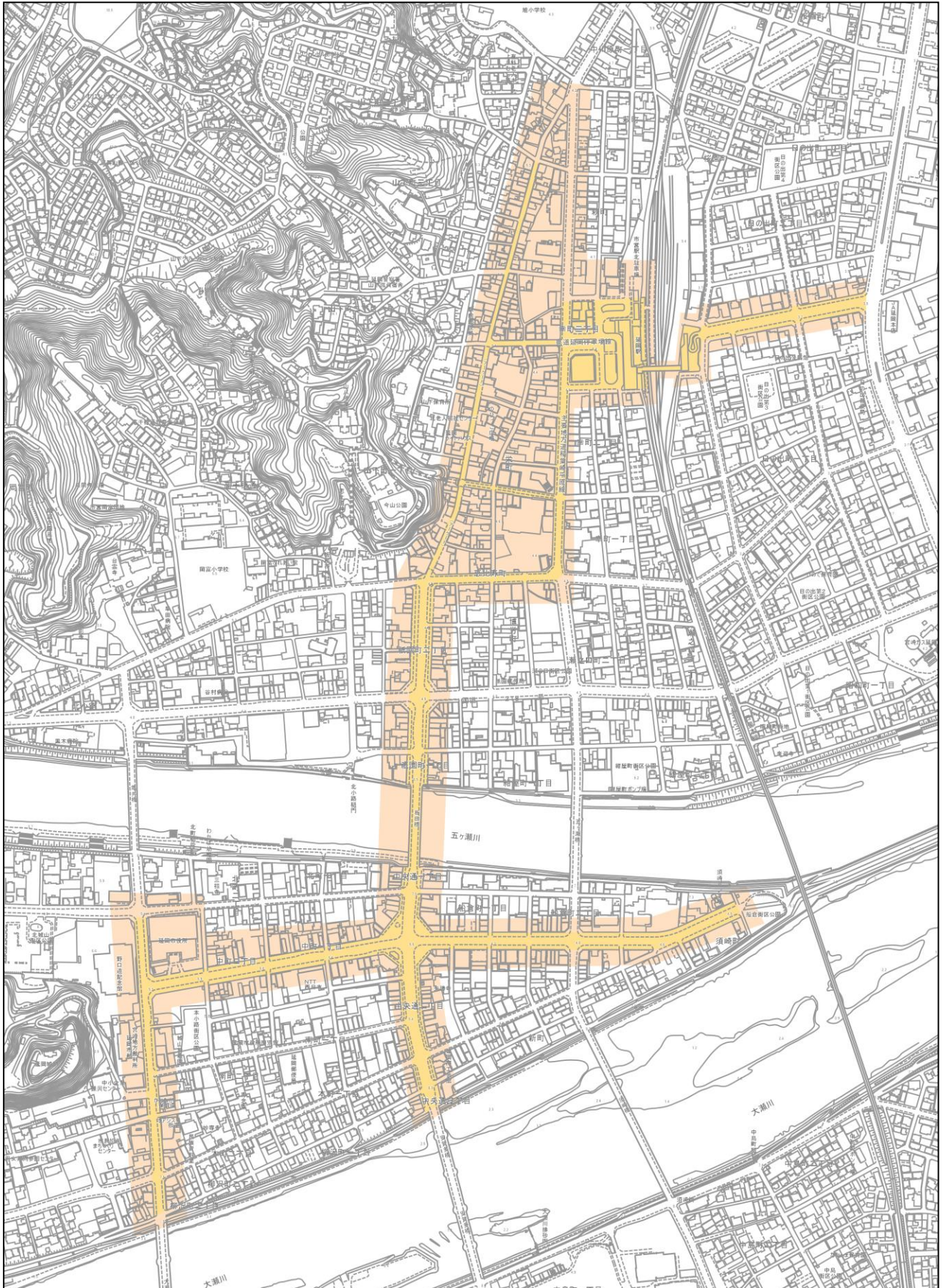
商業・駅まち振興課 駅まち振興係

住 所：延岡市東本小路2番地1（延岡市役所3階）

電 話：0982 - 22 - 7350 F A X：0982 - 22 - 7080

E-mail：chukatu@city.nobeoka.miyazaki.jp

別紙①



※色付部分（黄色及びピンク色）内を中心市街地エリアとします。

別紙②

令和6年度 中心市街地イベント補助金 選定基準

審査基準	審査項目	配点
まちなか回遊による賑わいを創出する事業であるか。	① 事業の内容が集客力のあるものであるか。	30
	② 事業の内容に対象公共施設と中心市街地エリアの回遊創出に繋がる創意工夫が盛り込まれているか。	20
	③ 事業の効果がまちなか回遊による賑わいを創出するものであるか。	20
	④ 回遊する人数の見込とその算出方法及び実際の計測方法が具体的かつ適当であるか。	10
	小計	80
実現可能な事業であるか。	⑤ 事業の実施が可能な組織体制となっているか。	10
	⑥ 事業の実施が困難となる要素がないか。	10
	小計	20
	合計	100